

**（仮称）小平市第三次みどりの基本計画
（素案）**

目次

第1章 みどりの基本計画の概要	1
1 計画の改定にあたって.....	1
2 計画の枠組み.....	4
3 みどりの定義.....	5
第2章 小平市のみどりを知る	6
1 小平市の概況.....	6
2 小平市のみどりの状況及び取組.....	8
3 前回計画の達成状況及び成果.....	15
4 みどりに関する市民意識・意向.....	18
5 みどりを取り巻く課題.....	26
第3章 みどりの将来像を描く	28
1 みどりの将来像.....	28
2 みどりの将来構造.....	29
3 みどりの将来構造図.....	30
4 みどりのまちづくりの基本方針.....	31
第4章 みどりのまちづくりに取り組む	32
1 市民の共有の財産として質の高いみどりを守り育てよう.....	33
2 市民生活や様々な活動の中でみどりを活かそう.....	42
3 多様な主体がみどりのまちづくりに関わろう.....	45
第5章 地域別に取り組む	49
1 地域区分.....	49
2 地域別のみどりのまちづくりの方針.....	50
第6章 計画を推進する	60
1 市民・事業者・行政の役割.....	60
2 みどりのまちづくりの推進方策.....	61
3 計画の進行管理.....	62

1 計画の改定にあたって

(1) みどりの基本計画とは

「みどりの基本計画」は、都市緑地法第4条※に基づき市町村が定める計画で、中長期的な視野に立って、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容として策定するみどりとオープンスペースに関する総合的計画です。

小平市のみどりの保全・整備や活用のあり方等に関し、概ね10年後を見通しつつ、目指すべきみどりの将来像とそれを実現するための各種取組の方針などを定めます。

※都市緑地法第4条(抜粋)

市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めることができる。

(2) 計画改定の背景

小平市では、平成12(2000)年3月に「小平市緑の基本計画」を策定、平成22(2010)3月には「小平市みどりの基本計画 2010」(以下、前回計画)というとして改定を行い、この計画に沿って、緑地の保全や公園の整備、公共施設や民有地の緑化等、様々な取組を展開してきました。

計画の改定後、少子化・高齢化の進行による人口構造の変化や都市緑地法や都市公園法等の改正があったほか、地球温暖化等による気候変動や生物多様性保全の必要性の高まりや自然災害の増加による防災・減災の意識や参加と協働の気運の高まりなど様々な社会情勢の変化がありました。

こうしたなか、令和元(2019)年に発生した新型コロナウイルス感染症が世界中に広がり、生活様式や事業活動に変化が生じています。



小平市みどりの基本計画 2010

社会状況の変化

人口推計によると、現在、市の人口は増加しているものの令和 7(2025)年をピークに減少していくことが予測されています。高齢化も年々進行している状況にあり、全国的な傾向と同様、人口減少、少子高齢化が顕著になっていくことが予測され、市の財政状況も一層厳しくなることが予想されています。人々の価値観やライフスタイルの多様化が進み、モノの豊かさから心の豊かさが求められる時代へと変わりつつあります。これらを背景として、今後のまちづくりに向けた基本的な考え方が、「量的な拡大」から「質的な向上」へ、「全方向型」から「選択と集中型」へ、「行政主導型」から「官民連携型」へと方向転換が図られつつあります。

また、令和元(2019)年に発生した新型コロナウイルス感染症は世界中に拡大し、私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。テレワークや在宅勤務、オンラインによるコミュニケーションなどの取組が進むとともに、新しい価値観の登場や生活意識の変化などにつながっています。

都市緑地法等制度の改正

みどりの量の確保から質の向上へという方向性の変化、財政面・人材面の制約等により地方自治体による施設の新規整備や更新が困難であるといった背景のもと、今後は民間活力を最大限に活かして、みどりの整備・保全を効果的に推進し、みどり豊かで魅力的なまちづくりを実現することが必要です。こうした考えのもと、平成 29(2017)年 6 月に都市緑地法等の一部が改正されました。

これらの法律の改正により、さらにみどりの持つ多面的な機能を発揮することが可能となりました。

【法改正のポイント】

●都市公園の再生・活性化【都市公園法等】

- ・都市公園法で保育所等の設置を可能に
- ・民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設
- ・公園内の PFI 事業に係る設置管理許可期間の延伸(10 年→30 年)
- ・公園の活性化に関する協議会の設置

●緑地・広場の創出【都市緑地法】

- ・民間による市民緑地の整備を促す制度の創設
- ・緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充

●都市農地の保全・活用【生産緑地法、都市計画法、建築基準法】

- ・生産緑地地区の一律 500 m²の面積要件を市区町村が条例で引下げ可能に(300 m²を下限)
- ・生産緑地地区内で直売所、農家レストラン等の設置を可能に
- ・新たな用途地域の類型として田園住居地域を創設

気候変動対策や生物多様性の確保に向けた動き

温室効果ガスの排出による地球温暖化をはじめ、大量消費に伴い発生する廃棄物処理等、地球環境に関する問題への対応が迫られています。

平成 27(2015)年の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)において、地球温暖化の緩和など気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定「パリ協定」が採択されました。我が国においても、「気候変動適応法」により気候変動への適応策が法的に位置づけられ、総合的な取組を進めようとしています。

また、平成 20(2008)年に「生物多様性基本法」、平成 22(2010)年に「生物多様性地域連携促進法」が制定され、「生物多様性国家戦略 2010」では、みどりの基本計画が都市における自然的環境の確保に貢献する計画として位置づけられました。

小平市においても、地球温暖化対策、気候変動への適応、生物多様性の確保に向けて、みどりの保全と創出、自然資源の利用の推進、生物の保全等が求められています。

防災・減災のまちづくりに対する意識の高まり

東日本大震災や令和元(2019)年 10 月の台風 19 号による被害など大規模な災害から得た教訓をもとに、都市の防災や減災に向けた対応が求められています。

平成 25(2013)年には「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が制定され、災害への対応が推進されています。

防災・減災のまちづくりにおいて、みどりは防火植栽、避難場所・避難経路等として非常に重要な役割を果たします。公園緑地、道路、下水道等の都市基盤施設の効果的整備に努めるとともに、農地等の貴重なオープンスペース、学校、比較的敷地の大きな公共施設の有効活用を図り、防災空間を確保することが求められます。

地方分権の進展、市民参加の意識の高まり

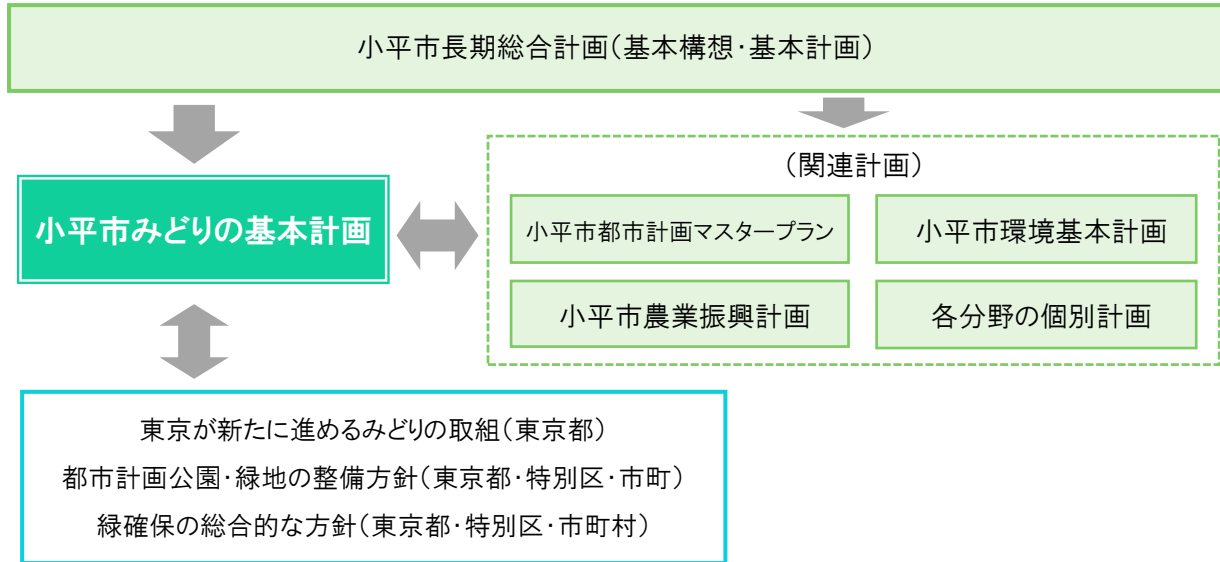
市民ニーズや価値観の多様化、複雑化が進み、行政だけでまちの課題に対応することが難しくなりつつあります。これに対し、平成 25(2013)年度より環境省において、地域における課題解決や地域活性化に対し、中間支援組織の体制強化や地域における協力・連携体制の整備等を促進する「地域活性化に向けた協働取組の加速化事業」などが実施されており、環境分野での市民参加や協働をキーワードとした取組が広がりを見せています。

みどりのまちづくりに関しても、市民の主体的な取組や、市民一人ひとりがまちづくり活動に参加する意識の醸成が求められており、小平市でもみどりに関連した市民主体による公園・緑地の維持管理、環境教育など様々な活動が行われています。

このような背景を踏まえ、今後の小平市のみどりの将来像を改めて見つめ直し、その実現に向けて市民・事業者とともに、みどりの意義やあり方を再認識し、みどりのまちづくりの取組をさらに進めるため、前回計画の改定を行うものです。

(3)みどりの基本計画の位置づけ

みどりの基本計画は、上位計画である「小平市長期総合計画」、関連計画である「小平市都市計画マスタープラン」、「小平市環境基本計画」、「小平市農業振興計画」さらには健康や子育て、保健・福祉、教育など各分野の個別計画を踏まえた計画です。また、東京都が定めた「東京が新たに進めるみどりの取組」などと整合を図っていきます。



2 計画の枠組み

(1)計画期間

計画期間は、令和 3(2021)年度から令和 12(2030)年度までの 10 年間とします。ただし、社会や地域の情勢に大きな変化等があった場合、必要に応じて見直しを行います。

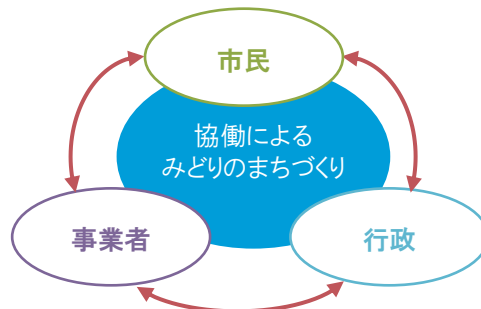
(2)対象範囲

対象は、市域全体とします。

(3)実施主体

本計画の実施主体は市民、事業者及び行政です。

本計画に位置付けた取組については、市民、事業者及び行政の三者が一体となって協働しながら進めていきます。



3 みどりの定義

(1)「みどり」と「緑」の定義

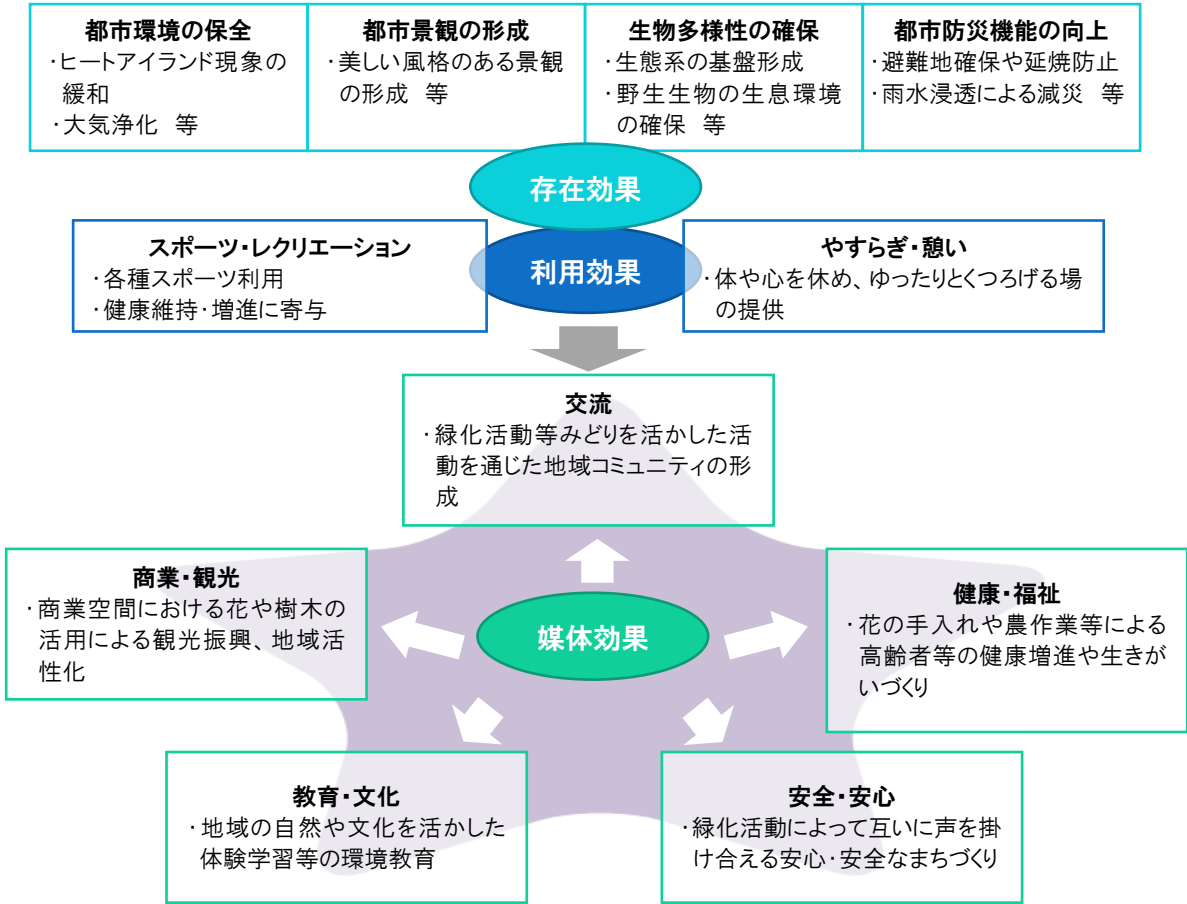
小平市では、「みどり」を雑木林、屋敷林、農地、用水路、住宅地や公的空間の植栽地などの緑地空間に加えて、そこから醸成された歴史や文化、市民活動などを含む、多くの価値観を持つ概念として捉えています。

「緑」と表記したときは、樹木など植物そのもの、あるいは、植物が生育している場所を指します。内容によって個別の要素を強調する必要がある場合は、「水と緑」などとして表記しています。

(2)みどりの効果

みどりの効果には、「存在効果」、「利用効果」、「媒体効果」という3つの効果があります。みどりが存在することにより、都市環境の保全や都市景観の形成、生物多様性の確保や都市防災機能の向上の効果をもたらします。また、みどりはスポーツの場やレクリエーションの場として利用することで、健康の維持増進やストレス緩和などの効果ももたらします。近年では、みどりをきっかけ(媒体)として、交流、安全・安心、商業・観光、健康・福祉、教育・文化など多様な分野の活動が活発になり、地域と住民、あるいは住民同士をつなげる効果や地域の魅力を高める効果なども注目されています。

本計画では、これらみどりの効果に着目し、十分に発揮できる取組を位置づけます。



第2章 小平市のみどりを知る

1 小平市の概況

(1)位置・面積

小平市は、東京都多摩地区東北部の武蔵野台地上にあり、都心から西に 26km の距離にあります。市域は東西に 9.21km、南北に 4.17km と東西に長く、面積は 20.51km² となっています。

図 小平市の位置

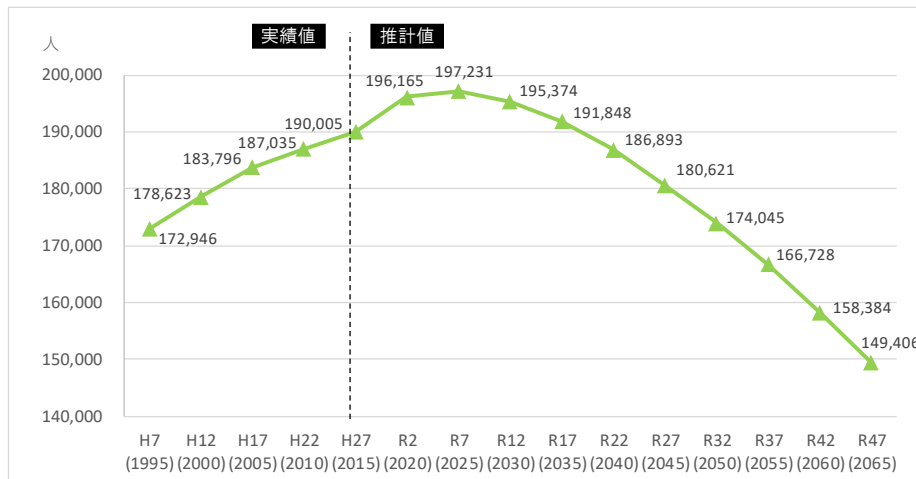


(2)人口

人口は、平成 27(2015)年に 190,005 人となっており、増加が続いていますが、令和 7(2025)年の 197,231 人でピークを迎える見込みです。

計画の最終年度にあたる令和 12(2030)年の推計人口は 195,374 人となっています。

図 将来の総人口の長期的見通し



(出典:小平市人口推計報告書(平成 27 年国勢調査による)補足版より作成)

(3) まちの特性

市内に鉄道駅を7駅有するだけでなく、近隣市の多くの駅も利用可能であるほか、駅勢圏から外れる地域においても、それを補完する形で路線バスなど公共交通が発達しているため、都心へのアクセス性に優れています。

市内では市街地開発事業による地域の拠点的作用を担うまちづくりや、公園や道路などの基盤整備を進めています。水害などの危険性は低く、多くの鉄道駅を有し交通利便性が高いことから、住みやすい住宅都市として広く認知されています。

玉川上水や野火止用水などで構成する小平グリーンロードは、小平市を特徴づける水と緑のネットワークの骨格となっています。

また、青梅街道沿いの短冊形農地や屋敷林、玉川上水から引かれた用水路などの歴史を受け継いできた特徴的な風景は、農地の宅地化により少なくなっているものの、その地割を踏襲した土地利用がみられ、現在もこのような風景が、ゆとりや安らぎのある住環境の創出につながっています。

さらに武蔵野特有の街道沿いの郷土風景や玉川上水を保全することを目的として、東京道(東京街道)、青梅街道、鈴木道(鈴木街道)、玉川上水の4ヶ所が風致地区に指定されています。

近隣市とは、小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市の5市からなる多摩北部都市広域行政圏協議会を形成するなど、広域的に連携しながらまちづくりに取り組んでいます。

(4) 土地利用

小平市の土地利用は、農業的な土地利用と共存しながら宅地化が進んだことが特徴です。平成30(2018)年時点で、住宅地が約70.8%、農地が約13.5%あります。

表 土地地目別課税面積

地目	総面積	宅地					その他
		総面積	商業地区	工業地区	住宅地区	その他	
面積(ha)	1,314	1,026	26	70	930	—	
比率	100.0%	78.1%	2.0%	5.3%	70.8%	—	

地目	田	畑	山林	原野	池沼	雑種地	免税点未満
面積(ha)	—	177	1	—	—	106	4
比率	—	13.5%	0.1%	—	—	8.0%	0.3%

※割合の算出は公有地等の固定資産税が非課税とされている土地は除く

(出典:平成30年小平市統計書)

2 小平市のみどりの状況及び取組

(1)みどりの特性

小平市は東京都の中でも雑木林や屋敷林、農地、用水路など、恵まれたみどりが多くあります。特に江戸時代の新田開発による地割である、街道沿いから屋敷林、短冊状の農地、雑木林が展開する土地利用形態は大切なみどりです。

このほか、史跡でありみどりに恵まれた玉川上水が市域を東西に流れるとともに、玉川上水小平監視所から分流した野火止用水が埼玉県志木市まで続いています。その他、玉川上水を基点にした用水路が8系統44km(野火止用水を除く)あり、このうち約29kmに流水があり、市外へと続いています。さらに、多摩湖(東大和市)からは、小平市を通り境浄水場(武蔵野市)まで狭山・境緑道があり、広域的なみどりのネットワークを形成しています。

公園などのみどりについては、都立小金井公園や中央公園などにまとまったみどりがあるほか、小規模な公園が多くあるなどの特徴があります。



特別緑地保全地区



中央公園

(2) 緑被率、みどり率

平成 29(2017)年 10 月に撮影した空中写真をもとに、どれだけ植物に覆われた緑被地があるかを調べました。この調査によると、市内の緑被地は 598.9ha あり、緑被率は 29.2%です。

また、用水路等の水面や公園内で樹木等の緑で覆われていない地面の面積も含めたみどり地の面積は 606.2ha で、みどり率は 29.6%です。

表 緑被率・みどり率

	平成 29 年 (2017 年)		平成 18 年 (2006 年)		増減 (ha)
	面積 (ha)	構成比	面積 (ha)	構成比	
樹木・樹林	258.1	12.6%	283.3	13.8%	-25.2
竹林	3.1	0.2%	5.9	0.3%	-2.8
草地	148.5	7.2%	165.2	8.1%	-16.7
田畑	131.3	6.4%	176.1	8.6%	-44.8
樹木畑・果樹園	57.9	2.8%	70.7	3.5%	-12.8
緑被地合計	598.9	29.2%	701.2	34.3%	-102.3
裸地	6.63	0.3%	—	—	—
水面	0.7	0.0%	—	—	—
みどり地合計	606.2	29.6%	—	—	—
非みどり地	1,444.8	70.4%	—	—	—
合計	2,051.0	100.0%	2,046	100.0%	—

※調査で使用した航空写真は、前回調査と撮影した時期(前回 4~5月、今回 10月)や解像度が異なることから単純比較はできない。

※前回調査では裸地・水面は測定していない。

【参考】 緑被率・みどり率の関係

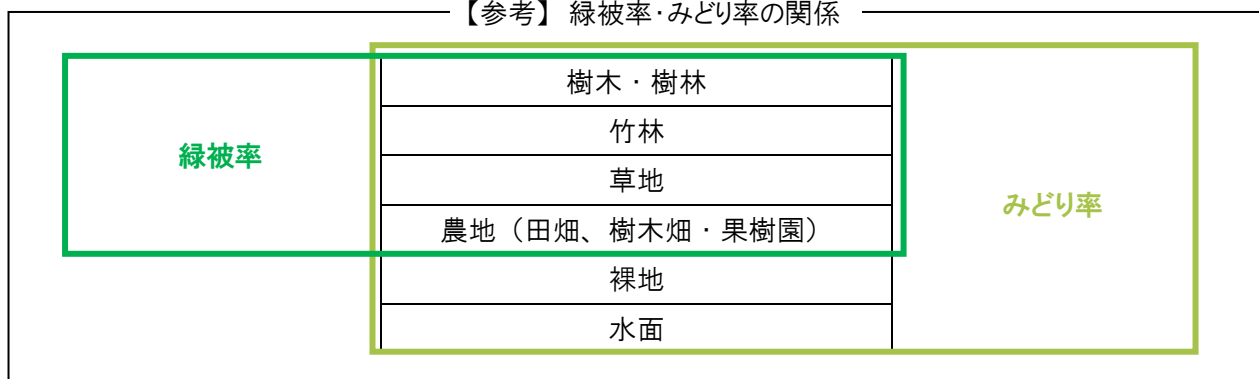
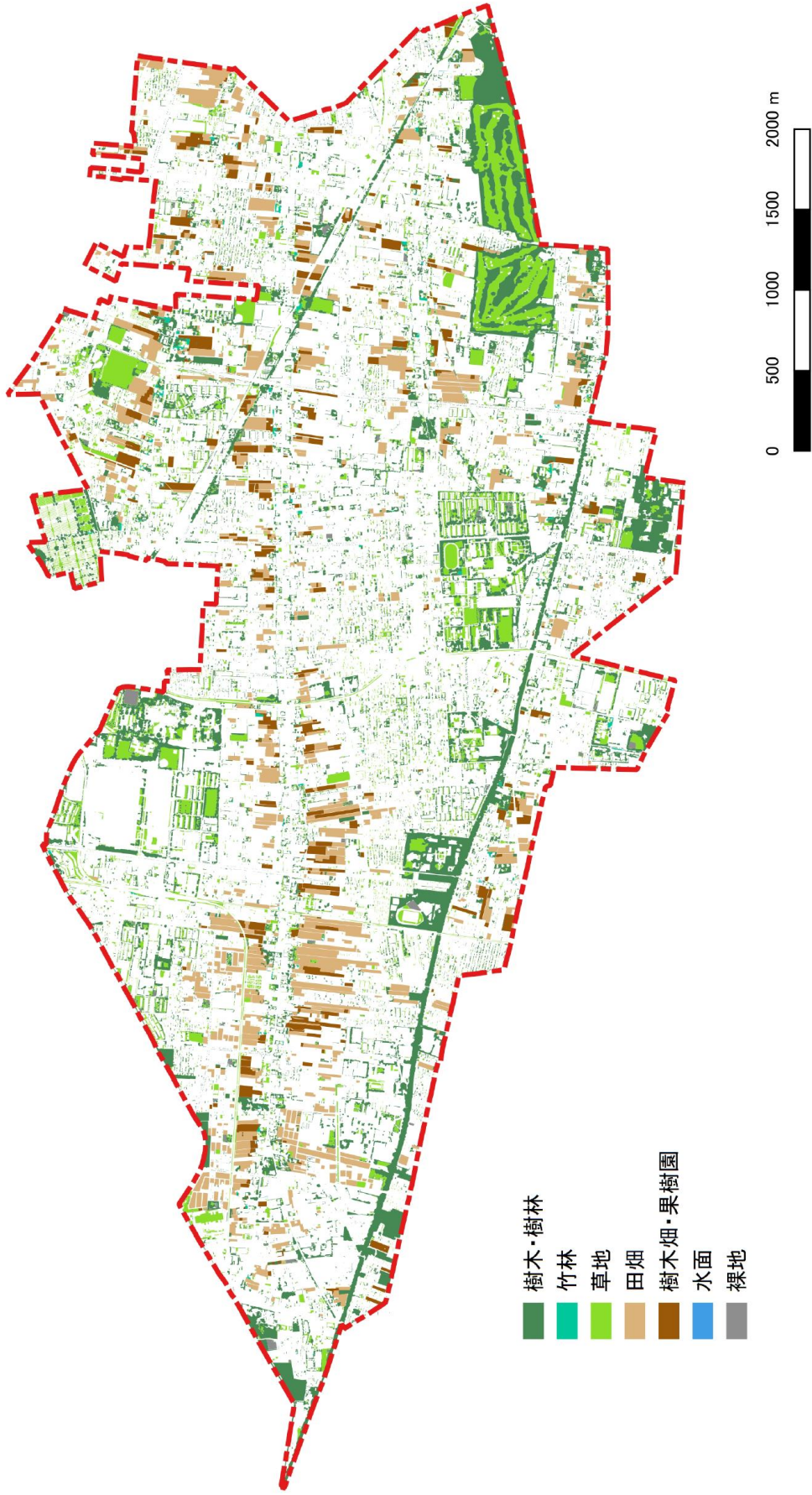


図 小平市の緑被地・みどり地



(承認番号)2 都市基交第 21 号

(3)地域制緑地

良好な自然環境等の保全を図ることを目的として一定の土地の区域を指定する地域制緑地は、農地と樹林地等が指定されています。農地のほとんどが生産緑地地区に指定されているとともに、樹林地のうち主要なものが保存樹林または公有林となっています。また、玉川上水は風致地区、東京都歴史環境保全地域、東京都景観基本軸のほか、市内区間のすべてが国の史跡「玉川上水」、旧小川水衛所跡より下流が国の名勝「小金井(サクラ)」に指定されています。さらに、青梅街道、鈴木街道、東京街道の街道沿いが風致地区、野火止用水と用水沿いの樹林地が都歴史環境保全地域に指定されています。

表 地域制緑地

区分	個所数	面積 (ha)	一人あたり面積 (㎡/人)	備考	
法律によるもの	生産緑地地区	353	162.5	8.4	
条例等によるもの	野火止用水歴史環境保全地域	1	5.6		
	市有林・市有竹林	5	1.3	※1	
	保存樹林・保存竹林	27	4.8		
	(重複)	(1)	(0.1)	※2	
	樹林地等小計	32	11.6	0.6	
	用水路	9	17.8	0.9	※3
地域制緑地合計		394	191.9	9.9	

※1 市有林・竹林箇所数5件中、2件は一体となった樹林の中に保存樹林も含むので保存樹林でもカウントしている。

※2 歴史環境保全地域内にある保存樹林を除いている。

※3 用水路の面積は、延長に平均幅員を乗じた値である。

(4)水と緑のネットワーク

小平グリーンロードを骨格として、公園や緑地などの身近なみどりをつなぐ水と緑のネットワークの形成を推進しています。また、平成22(2010)年3月に策定した「あかしあ通りグリーンロード化基本計画」(~令和元(2019)年度)に基づき、小平駅南口の花壇整備、一部街路樹への陽光桜の試行植栽、あかしあ通りに近接する公園の再整備、小平駅前へFC東京のマスコットキャラクターとぶるべーのモニュメント設置など計画的に取り組むを行うことで、あかしあ通りは、市民と行政の協働による魅力ある都市空間を形成しています。

(5)公園・緑地

公園などの施設緑地面積は、平成 21(2009)年度に 94.1ha だったものが、平成 30(2018)年度には 96.7ha となり、2.6ha 増加しました。

整備後長い年月が経過し、老木の増加や施設の老朽化が進む公園・緑地が増加していますが、この間、小平グリーンロード沿い等の公園について、魅力を高めるためのリニューアルを行ってきました。

表 都市公園など施設緑地の整備量

区分		個所数	面積 (ha)	一人あたり面積 (㎡/人)	
都市公園等 (都立公園を含む)	住区基幹公園	街区公園	305	22.6	
		近隣公園	6	5.4	
		地区公園	0	0.0	
		住区基幹公園小計	311	28.0	1.5
	都市基幹公園	運動公園	1	6.6	
		総合公園	1	0.7	
		都市基幹公園小計	2	7.3	0.4
	その他	特殊公園	駅前広場	1	-
		広域公園	小金井公園	1	7.7
		緩衝緑地等	都市緑地 ※1	1	0.3
			緑道 ※2	2	8.4
		他市公園	けやき公園	1	2.1
		墓園	小平霊園	1	20.2
		その他小計	7	38.7	2.0
都市公園等計		320	74.0	3.8	
その他の公園・公園類似施設等	公園類似施設 ※3	57	19.5		
	公共緑地 ※4	32	0.3		
	その他 ※5	5	2.9		
その他の公園・公園類似施設等計		94	22.7	1.2	
施設緑地合計		414	96.7	5.0	

主な都市緑地施設

※1 小川緑地

※2 狭山・境緑道及び玉川上水緑道指定部分

※3 東京都薬用植物園、用水路の親水箇所、市民広場、市立グラウンド、都市公園を除いた多摩湖自転車道の都道部分、玉川上水緑道を除いた市管理部分・都道路管理部分の緑道等

※4 苗圃、草地がある雨水吸込槽用地

※5 小平元気村おがわ東、こもれびの足湯、平櫛田中彫刻美術館等

(6)農地

農地の面積は、平成 21(2009)年度に 225.6ha だったものが、平成 30(2018)年度には 180.7ha となり、44.9ha 減少しました。

農地は、街道に沿って短冊形に分布しており、ほとんどが生産緑地地区に指定されています。江戸時代に青梅街道や東京街道など街道に沿って新田開発が始まり、東西方向の街道に沿って集落が列状に形成されました。それにともない農地も街道に直角に短冊のように区画され並列しており、現在も、青梅街道など主要街道を中心に短冊形の農地が広がっています。



広がる農地

これらの農地は、大都市に近い立地条件を活かした近郊農業等が行われていますが、単なる農作物の生産地としてだけでなく、防災や景観形成などの面からも都市における貴重なオープンスペースとして重要な役割を果たしています。

(7)用水路

用水路の面積は、平成 30(2018)年度に 17.8ha となっています。

江戸時代に開削された玉川上水、野火止用水は水と緑の豊かな散策路として市民に利用され、市内を流れる用水路とともに市民に親しまれています。

平成 30(2018)年度には、生物調査を行い、用水路に生息する小動物等の生態系に配慮した再整備を実施することで、小平市の環境資源の保護に取り組んでいます。

表 用水路の概要

新堀用水 (しんぼりようすい)	中島町の西端の玉川上水から分水し、立川通りの小川橋を経由して、玉川上水の北側を平行して流下し、関東管区警察学校南側付近で田無用水と鈴木用水に分水しています。特に玉川上水の北側を流れている区間は、豊かな自然に恵まれ四季折々の景色を映してくれます。
小川用水 (おがわようすい)	立川通りの小川橋から青梅街道沿いに市内の中心部を流れ北東部へ流下しています。小川用水は、市内に流下する用水路の幹線にあたり、上流部では彫刻の谷緑道等が整備されており近隣の方に親しまれています。さらに中流部から下流部の新小平駅や小平駅周辺には親水整備された用水路があります。
田無用水 (たなしようすい)	喜平町の関東管区警察学校南側付近で新堀用水から分水され、鈴木小学校北付近を経由して花小金井駅東側方面へ流下しています。
鈴木用水 (すずきようすい)	喜平町の関東管区警察学校南側付近で新堀用水から分水され、鈴木街道沿いに市内の南東部を流下しています。
大沼田用水 (おおぬまたようすい)	喜平団地東側付近で鈴木用水から分水され、小平ふるさと村西側付近を経由して市内の北東部を流下しています。

野中用水 (のなかようすい)	青梅街道の天神町交差点東側付近で大沼田用水から分水され、青梅街道沿いを西から東へ流下しています。
砂川用水 (すながわようすい)	玉川上水の上流部の松中橋から分水された用水路で、立川市と国分寺市を経て五日市街道の上水本町交差点南西部付近から小平市に流下しています。市内では、五日市街道沿いを西から東へ流下しています。上流部には、緑道と水生生物の観察水路があり近隣の方に親しまれています。
関野用水 (せきのようすい)	新小金井街道の茜屋橋付近から東に向かって五日市街道の北側に用水路敷地があります。
野火止用水 (のびどめようすい)	玉川上水から分水し、市内北西部、隣接市との市境を流れて埼玉県新座市に流下しています。都の歴史環境保全地域に指定されており、水路幅も広く周辺には雑木林なども残っています。現在は都の清流復活事業により、昭島市の多摩川上流水再生センターからの高度処理水が流れています。

(8) 樹林・竹林

保存樹林や保存竹林及び市が所有する樹林や竹林の面積は、平成 30(2018)年度に 11.6ha となっています。

市では、どんぐりの苗木を児童が育て自然に帰す、どんぐりの里親制度を実施し、樹林地の健全化や自然環境の普及啓発を推進しているほか、みどりを維持・確保するために特別緑地保全地区の指定、保存樹林等の管理方法の見直しなどに取り組んできました。

上記の樹林の他にも、青梅街道、鈴木街道、東京街道沿いに屋敷林や社寺林など、歴史を今に伝える樹林があります。



市有竹林

(9) 街路樹

街路樹は、平成 30(2018)年度は高木が約 3,200 本、低木が 2.3ha 植えられています。

高木はニセアカシア、サクラ、トウカエデなど、低木は、ツツジ、サツキなどが多く植えられています。

街路樹をまちの貴重なみどりの資源として健全な状態に保つため、剪定や除草、清掃、刈込みなどの維持管理を実施しています。

3 前回計画の達成状況及び成果

(1) 目標

前回計画(平成 22(2010)年策定)では、「やさしく歩ける水と緑の美しいまち」の目標を掲げ水と緑のまちづくりを推進してきました。

緑被率については、平成 18(2006)年に計測した 34%を維持することとして、令和元(2019)年における緑被率の目標値を 34%と設定していました。これに対し、平成 29(2017)年における緑被率は 29.2%と目標を下回っています。

前回計画における緑被率の目標値	34%
平成 29(2017)年における実際の緑被率	29.2%

(2) 施策の方針の達成状況

前回計画では、水と緑のまちづくりの目標(やさしく歩ける水と緑の美しいまち)を実現していくため、5つの基本方針ならびにそれを実現するための施策の方針を設定していました。これらの達成状況は以下のとおりです。

① みどりを切れ目なくつなぐ

みどりの骨格である小平グリーンロードやその周辺のみどりの保全を重点的に行ったほか、道路や公共施設の緑化、公園や用水路の整備・再整備を実施しました。

【主な実績】

あかしあ通りグリーンロード化基本計画に基づく各取組の推進及び計画の目的の実現

小平駅南口ロータリーの花壇化及び市民協働による植栽の実施

みどりの骨格沿い等の用水路親水整備の実施

みどりの骨格沿いの公園のリニューアル整備の実施



用水路の親水整備

②みどりを次代へ引き継ぐ

玉川上水沿いの樹林地の特別緑地保全地区への新規指定、公有地化及びこだいら名木百選事業等の実施によるみどりの保全に取り組んだほか、新堀用水においてのり面(胎内掘)保全工事を実施するなど、小平のみどりを残す施策を進めました。

【主な実績】

玉川上水沿いの樹林地の特別緑地保全地区への新規指定及び公有地化の推進
 保存樹林・保存竹林制度の継続運用
 こだいら名木百選の指定及び剪定補助制度による育成支援
 新堀用水のり面(胎内掘)保全工事の実施



小川公園のシダレヤナギ(こだいら名木百選)

③どこからでもみどりが見える

市民に身近なみどりとして、街路樹による道路の緑化や公園のリニューアルを実施したほか、ボランティアによる花壇の植栽や児童による樹林地等への植樹を行うなど、みどりのまちづくりを進めました。

【主な実績】

小規模公園リニューアルの実施
 どんぐりの里親制度による樹林地等への植樹活動の実施
 こだいら花いっぱいプロジェクトの実施
 公共施設の緑化の推進



どんぐりの里親制度

④質の高いみどりを育てる

市内の樹林地では萌芽更新による若返りに取り組んだほか、森のカルテづくりを実施し、雑木林の保全や活用、再生手法について検討しました。

また、市内の緑道や公園において、質の向上のため、植生改良を実施しました。

【主な実績】

萌芽更新による樹林地の若返りの取組

森のカルテづくりの実施

公園や用水路等の植生改良の実施

公共施設における植生管理ガイドブックの作成



森のカルテづくり

⑤みどりを市民が支える

市民と協力してみどりのまちづくりを進めていくため、こだいらグリーンフェスティバル内にみどりの相談所を開設したほか、公園等アダプト制度を導入するなど、市民がみどりに関わることができる仕組みづくりを行いました。

【主な実績】

みどりの相談所での相談業務の実施

公園等アダプト制度の導入

公園・道路等ボランティアによる維持管理活動の実施

運営委員会との連携によるこだいらグリーンフェスティバルの開催



みどりわかるで所(みどりの相談所)

4 みどりに関する市民意識・意向

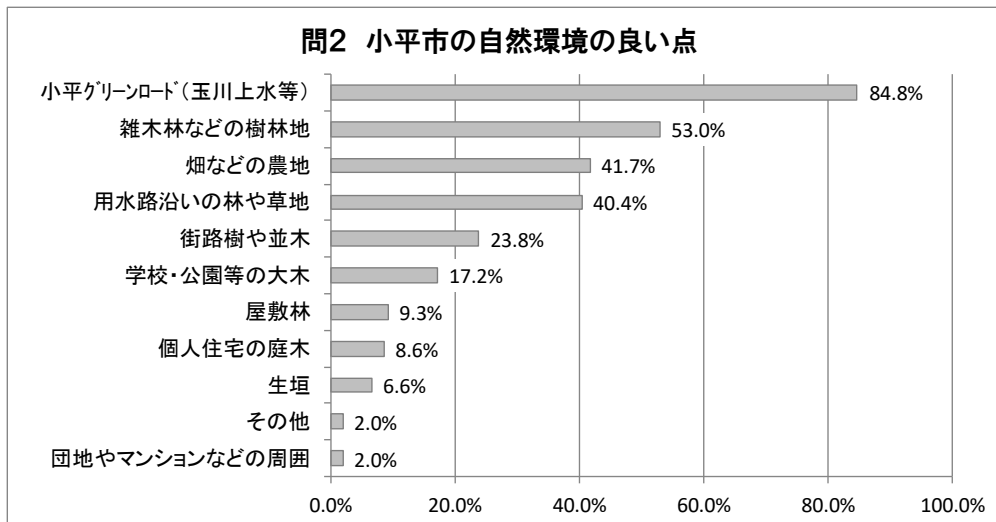
(1)小平市のみどりに関するアンケート調査

令和元(2019)年度に実施した「小平市のみどりに関するアンケート」では、以下のような結果が出ています。

◆調査結果(抜粋)

小平市の自然環境の良い点

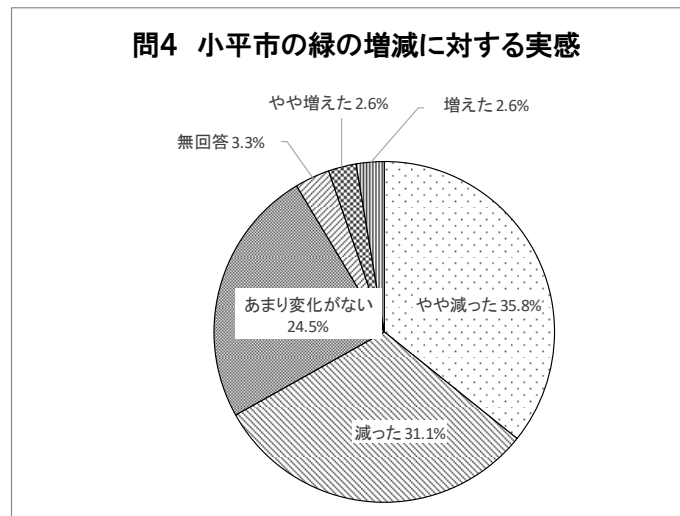
問2 小平市の市政世論調査では、小平市に住みたいと答えた人のうち、住みたい理由として6割の人が「自然環境が良い」と答えています。あなたが「自然環境が良い」と思うとき、何が強く思い浮かびますか？次の中から、あてはまるものを3つ選んで、その数字に○をつけてください。



・84.8%の方が「小平グリーンロード」を小平市の自然環境の良い点であるとしています。次に続いているのが、「雑木林などの樹林地(53.0%)」、「畑など農地(41.7%)」、「用水路沿いの林や草地(40.4%)」で40%から50%前後の割合となっています。

小平市の緑の増減に対する実感

問4 ここ10年くらいで小平市の緑は増えてきていると思いますか？次の中から、あてはまるものを1つ選んで、その数字に○をつけてください。



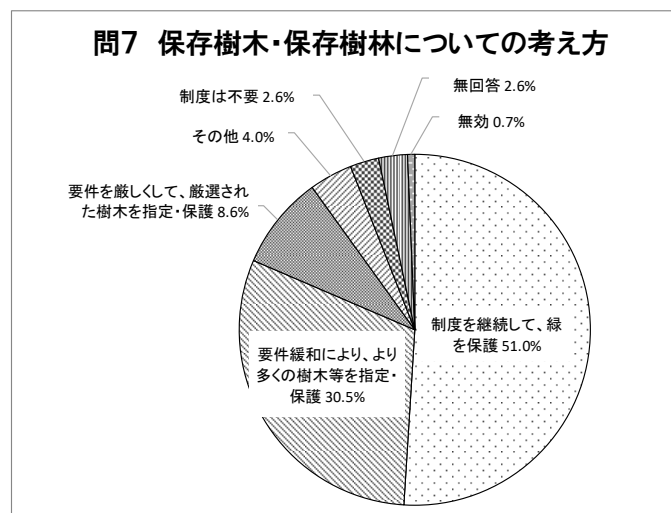
・「増えた」と感じる割合は低く、「やや減った」と感じている割合が35.8%と最も高く、それに続いて「減った」と感じる割合が31.1%となっています。両者を合計すると66.9%となり、多くの方が、少なからず市内の緑の量は減っていると感じています。

保存樹木と保存樹林についての考え方

問7 小平市では一定の要件を満たした樹木や樹林等を保存樹木や保存樹林等として指定し、緑を保護しています。あなたは、保存樹木や保存樹林等について、どのようにしたらよいと思いますか？次の中から、あなたの考えに最も近い数字を1つ選んで、その数字に○をつけてください。

※保存樹木 個人が所有している樹木のうち幹周り1.5m以上あり高さ15m程度以上のものを対象

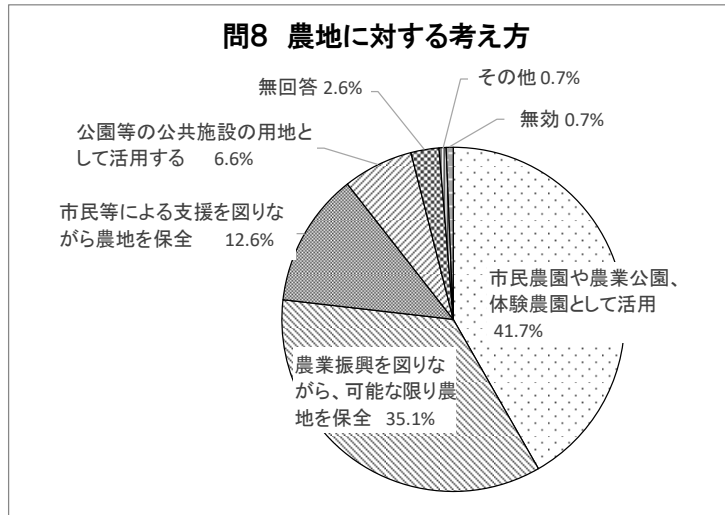
※保存樹林 個人が所有している樹林中、面積が330㎡以上のものを対象



・保存樹木・保存樹林については「制度を継続して、緑を保護していく」という現状維持を希望する意見の割合が51.0%と最も高く、次いで「要件緩和により、より多くの樹木を指定・保護する」という意見が30.5%となるなど、多くの方が保存樹木・保存樹林の制度により継続した樹木の保護を期待していることがうかがえます。

農地に対する考え方

問8 小平市には、数多くの農地が点在しています。この農地のあり方として、あなたの考えに一番近いものは何ですか？ 次の中から、あてはまるものを1つ選んで、その数字に○をつけてください。



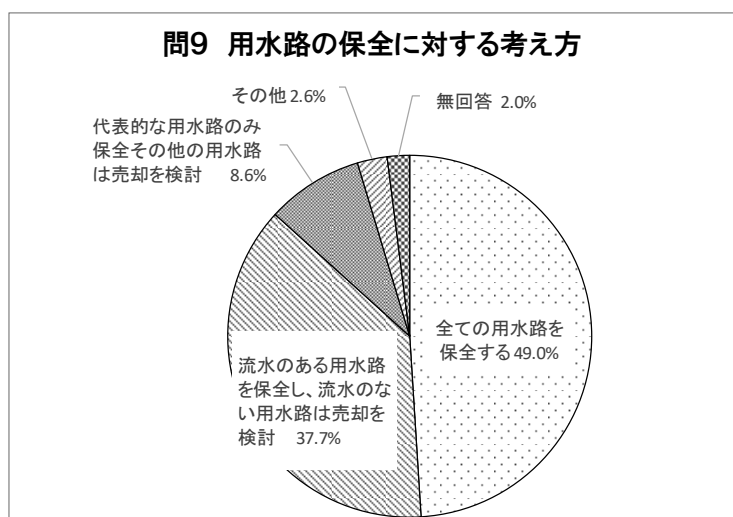
・農地のあり方としては「市民農園や農業公園、体験農園などとして活用」や「農業振興を図りながら可能な限り農地として保全」と答えた方が多く、農地として活用や保全することが求められています。



体験農園

用水路の保全に対する考え方

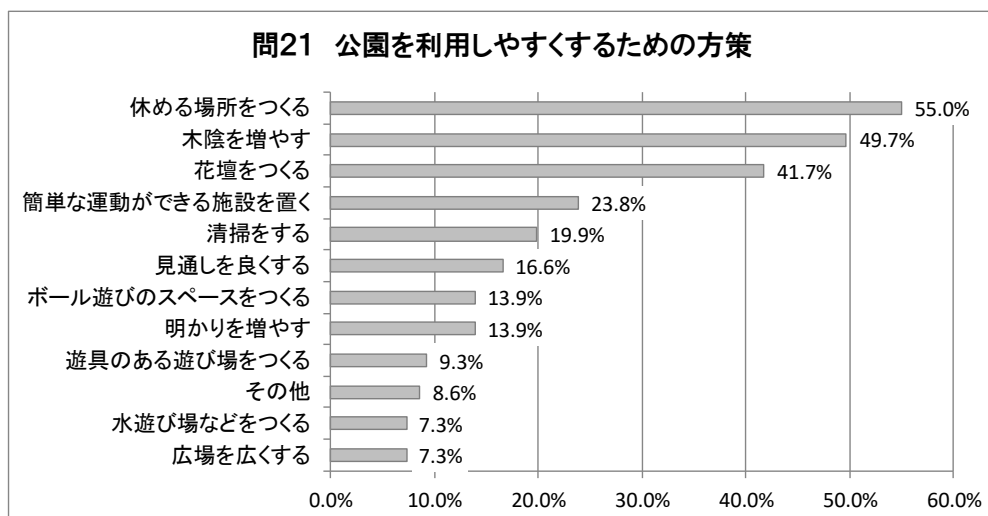
問9 小平市内には多くの用水路があり、市では用水路を大切な環境資源として位置づけております。用水路の総延長は約48.9kmとなっており、このうち約33kmにおいて現在も水が流れています。小平市の用水路を保全していくにあたり、限られた予算のなかでは、維持管理や更なる流水の確保などの課題があります。あなたは、用水路を継続して保全していくためには、どのような考え方で進めていくことがよいと思いますか？ 次の中から、あてはまるものを1つ選んで、その数字に○をつけてください。



・用水路に関しては、約半数(49.0%)が「全ての用水路を保全する」と回答しており、これに「流水のある用水路のみ保全し、流水のない用水路を売却することを検討する(37.7%)」が続いています。

公園を利用しやすくするための方策

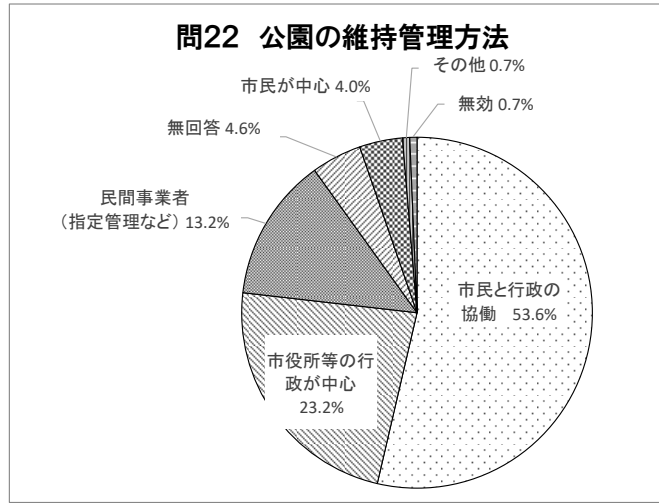
問21 小平市では、利用しやすい公園にするために、できるところから公園のリニューアル(再整備)を進めています。あなたは、今ある公園を利用しやすくするには、どうしたらよいと思いますか？ 次の中から、あてはまるものを3つまで選んで、その数字に○をつけてください。



・公園を利用しやすくするために「休める場所をつくる(55.0%)」、「木陰を増やす(49.7%)」、「花壇をつくる(41.7%)」の3項目の割合が高くなっています。

公園の維持管理方法

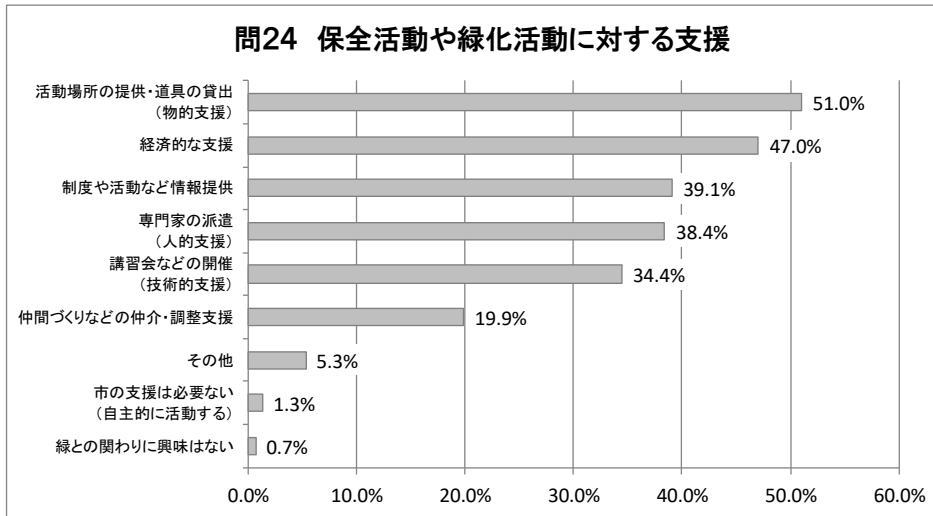
問22 小平市には約 300 箇所の公園があります。公園の管理方法としてどのような方法が良いと思いますか？ 次の中から、あてはまるものを 1 つ選んで、その数字に○をつけてください。



・公園の維持管理の望ましい方法としては、半数以上が「市民と行政の協働」と回答しています。

保全活動や緑化活動に対する支援

問24 あなたが緑の保全活動や緑化活動などに参加する場合、市に特に支援してほしいことは何ですか？ 次の中から、あてはまるものを 3 つまで選んで、その数字に○をつけてください。



・緑に関する活動に対して希望する支援内容で「活動場所の提供や道具の貸出(物的支援)」、「経済的な支援」などが多く支持されています。

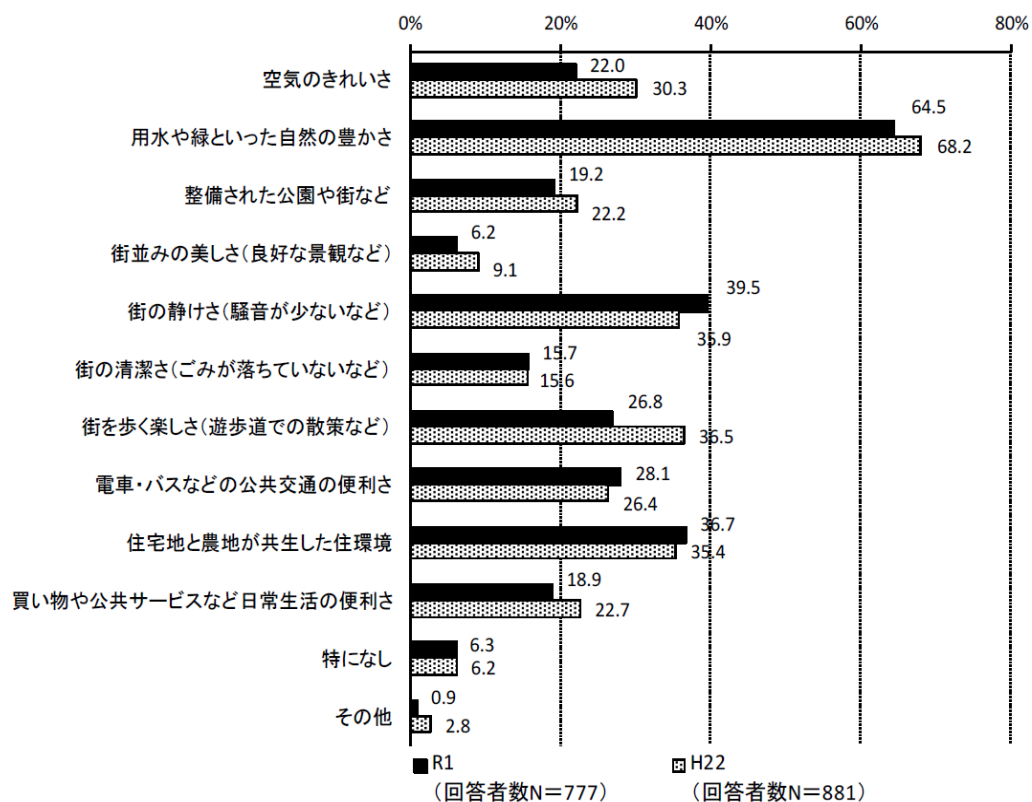
参考 小平市の環境に関する市民アンケート調査

令和元(2019)年度に実施した「小平市の環境に関する市民アンケート調査」では、以下のような結果が出ています。

◆調査結果(抜粋)

小平市の環境や身近な環境

問10 あなたは小平市の中で何に対して良い印象をもっていますか。(あてはまるものすべてに○)。



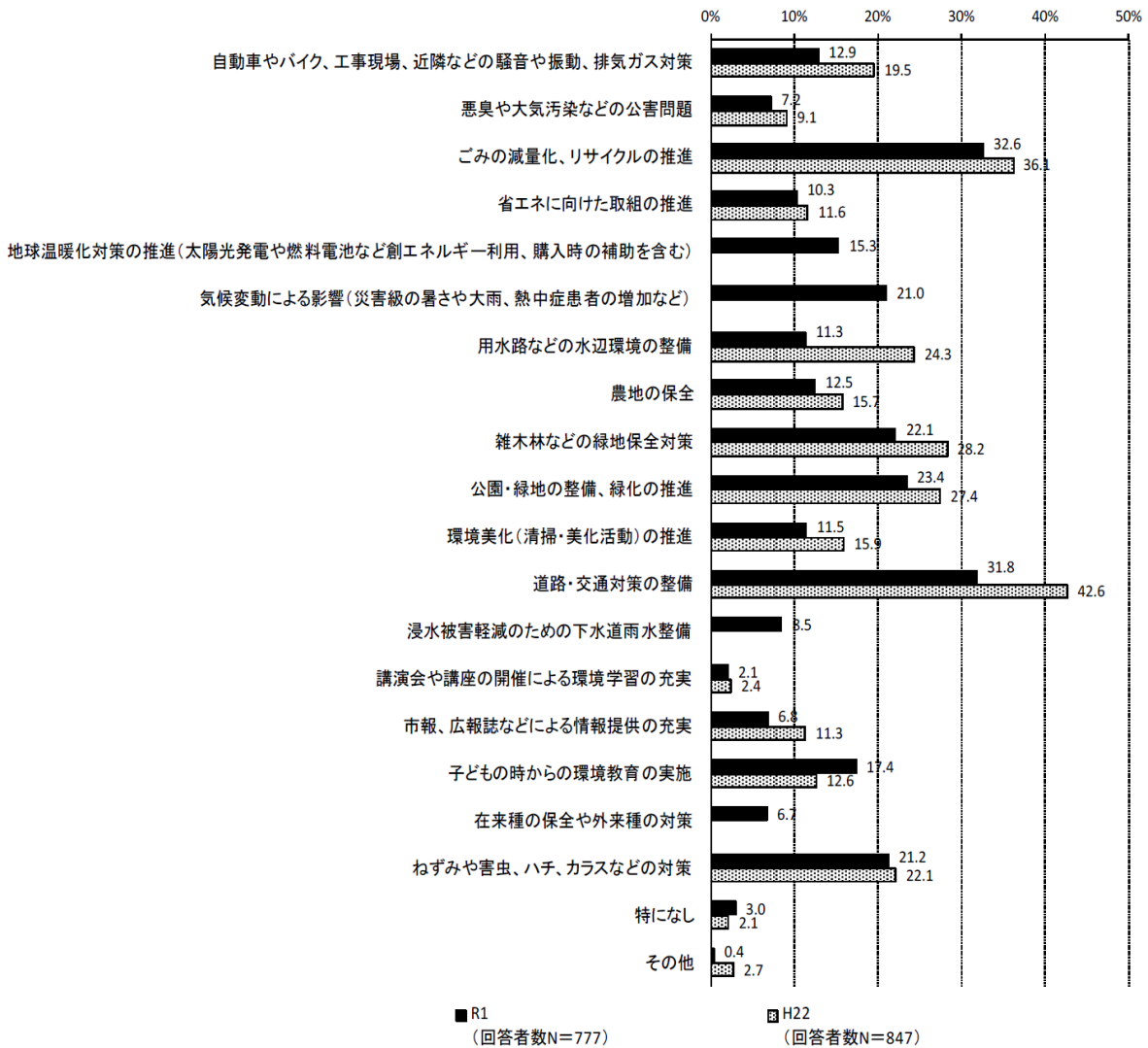
・「用水や緑といった自然の豊かさ」が最も多く、次いで、「街の静けさ」、「住宅地と農地が共生した住環境」となっており、自然や緑に恵まれた閑静な住環境を良いとする回答が比較的多くなっています。



青梅街道沿いの小川用水

優先的に取り組むべき課題

問21 市が環境をより良くするために、優先的に取り組まなければならない課題は何ですか。(3つに○)



・「ごみの減量化、リサイクルの推進」が最も多く、2番目が「道路・交通対策の整備」となっていますが、その次に「公園・緑地の整備、緑化の推進」、「雑木林などの緑地保全対策」が続いています。

(2)地域懇談会

令和元(2019)年度に市内7ヶ所で実施した地域懇談会では、以下のような意見が出ています。

◆主な意見

(1)みどりを確保する手法について

・観察会や調査などに助成金を出す取組や生垣を増やす取組が大事であるという意見や、あかしあ通りや商店街などにクラウドファンディングを活用してハンギングバスケットを設置したら良いなどの意見がありました。

(2)みどりの維持管理について

・落葉については、清掃の手が足りていないという意見やゴミ袋を提供してほしいという意見があったほか、落葉をゴミではなく腐葉土にするなど循環させていきたいなどの意見がありました。

・草花などの管理については、専門家によるマニュアルの作成及び講座の開催を希望する意見があったほか、市のみどりに市民が関わるための仕組み作りをしてほしいなどの意見がありました。

(3)農地保全について

・市による地産地消の促進、農業経営のサポートを希望する意見や空き農地を市民農園として活用してほしいという意見のほか、相続などにより減少する農地を守る取組を進めてほしいなどの意見がありました。

(4)地域活動について

・地域活動については、日頃から観察会などの活動を通じ、人とのつながりを実感しているなどの意見がありました。

(5)みどりの地域資源について

・小平市のみどりについて、小平グリーンロードやオープンガーデンなどを評価しているという意見があったほか、緑道に休憩できるようにベンチを設置してほしいなどの意見がありました。

(6)みどりのまちづくりの方向性について

・今のみどりに満足しており、現在のみどりを維持してほしいという意見があった一方、時代に合わせて変えられるものは変えていっても良いなどの意見がありました。



オープンガーデン

5 みどりを取り巻く課題

(1)小平らしいみどりの保全・育成、継承

小平市は、みどりの骨格である小平グリーンロードにより、水と緑のネットワークが形成され、中央公園、都立小金井公園などの大規模な公園とともに、樹林地や農地が多く残るみどり豊かなまちです。そのほかにも、まちの魅力要素でもある様々なみどりの資源や歴史文化資源等が点在するとともに、身近な公園・緑地や民有地の花木など人々の営みのなかで守り育てられてきた様々なみどりが存在します。

これらは、みどりが有する多様な機能を持つグリーンインフラとして、小平市の魅力や市民生活の質の向上につながる重要な役割を持っています。魅力向上に向けては、観光、レクリエーション、歩きたくなる空間の形成や景観形成などの観点から水と緑のネットワークの充実が求められているほか、公共施設周辺での緑化やオープンスペースの確保等を進めていく必要があります。

これらの小平らしい個性豊かなみどりについて保全・育成しつつ、次世代に受け継いでいくことが求められます。

(2)みどりの適切な維持管理と新たな公園・緑地の整備

開設から数十年が経過した公園や公共施設の樹木、街路樹の老木化が進み、大径木や枯損木、根上がりなどが増えてきています。また、樹林地の樹木に関しても、老木が増えてきています。

これらについては、周辺環境への安全性の確保や樹木に求められる効用を踏まえつつ、計画的に更新をしていくことが求められます。

また、新たな公園・緑地の整備は、用地の確保の見通し等を考慮しながら計画的に進めることが必要です。



公園における台風による倒木被害

(3)みどりが持つ機能の活用

小平市は、市域のほとんどが市街化し、将来的には少子高齢化の進行や厳しい財政状況が続くと予想されるなか、みどりのまちづくりにおいてはこれまでの「量の拡大」から、今あるみどりの「質の向上」を図りつつ、いかに活用していくかが重要な課題になりつつあります。

例えば、大規模な地震や大型台風の発生などに備え、オープンスペースの確保のために公園・緑地の整備などに取り組み、防災面でのみどりの活用を考えていく必要があります。

そのほか、市民の価値観、ライフスタイルの多様化等も踏まえ、単にレクリエーションやスポーツ等の場としてみどりを利用するだけでなく、地域交流や子育て、福祉の場の提供、さらにはにぎわいづくりなどの面からみどりが持つ機能を引き出しながら積極的にみどりを活用していくことが必要です。

(4)多様な生物が共生する質の高いみどりの創出

地球環境問題が深刻化する中、温暖化対策、生物多様性の観点から、みどりの保全と創出、自然資源の利用の推進、生物の保全等に取り組むことが求められます。

国連が定めた持続可能な開発目標である SDGs に関し、日本が定めた「持続可能な開発目標 (SDGs)実施指針」において、「生物多様性、森林、海洋等の環境の保全」が優先課題であると位置づけられており、みどりの保全に関する積極的な取組が求められます。また、地球温暖化、気候変動対策として、低炭素社会の実現に向けた環境負荷の軽減を図る取組も必要です。

小平市においては、平成 13(2001)年に環境基本条例を定めるとともに、環境基本計画等を策定し、環境負荷の低減に努めていますが、公園・緑地や農地、樹林地、用水路などの多様なみどりが豊富であるという特性を生かしながら、これらの取組を進めていくことが求められます。

(5)協働によるみどりの取組の推進

小平市では、市民が積極的に市政に参加し、行政と協働してまちづくりを行っていただけるように、平成 21(2009)年に「小平市自治基本条例」を制定し、市民協働の取組を進めています。

みどりに関しては、既に市民団体等によって公園や樹林地の維持管理、自然とのふれあいの促進等、様々な活動が行われています。これらの活動の発展を図るとともに、みどりの媒体効果に着目した活動の促進が必要です。

また、平成 29(2017)年の都市緑地法の改正では、公共施設等において民間活力を導入する制度が創設され、より一層みどりを地域の魅力や活力の向上を図るために活用することが可能となりました。公園・緑地の分野でもスポーツや健康、レジャー等をテーマとした民間活力の導入によるマネジメント等の取組が各地で行われています。市民や事業者が主体となった取組や協働による取組を根付かせ、拡大していくとともに、地域のみどりのまちづくりを担っていく人材を発掘・育成するために、現在活動していない人々が気軽に参加できる機会の充実や民間活力を導入した取組の展開など、様々な主体の協働によるみどりのまちづくり活動を広げて行くことが必要です。

第3章 みどりの将来像を描く

1 みどりの将来像

みんなでつなげる 人とみどりがいきるまち

目標 みどり率 29.6%（平成 29 年 29.6%）

本計画では、みどりの保全、創出、維持管理、活用など様々な取組を通じて、市民とみどりをつなげながら、市民とみどりがともにいきいきと生きる・活きるまちを目指す、という意味で、みどりの将来像を「**みんながつなげる 人とみどりがいきるまち**」とします。

小平グリーンロード、幹線道路沿いのみどり、用水路のみどりを中心とした水と緑のつながりを大切に、公園や樹林地など個性豊かな小平のみどりを次世代に引き継いでいきます。

目標については、緑被率に「用水路等の水面が占める割合」と「公園内で樹木等の緑で覆われていない地面が占める割合」を加えたみどり率を 29.6%に維持することを目標とします。開発等により減ってしまうみどりもありますが、新たなみどりを創出することで、小平のみどりを維持し保全を図っていきます。



樹林地や緑道における巣箱設置



市民との協働による樹林保全活動

2 みどりの将来構造

小平市のみどりの維持・保全を図りながら、みどりの将来イメージを実現するため、みどりの現況を踏まえて、みどりの拠点、みどりのゾーン、水と緑のネットワークから構成されるみどりの将来構造を設定しました。

(1) みどりの拠点

公園・緑地やみどりが多い公共空間など、みどりの要となっている場所をみどりの拠点として位置付けます。多くの市民が日常的に利用し、関わることで、育ち、活かされていく、みどりの拠点づくりを目指します。

みどりの拠点	概要
公園・緑地のみどり	概ね 3,000 m ² 以上の公園・緑地
施設等のみどり	公共施設や民地においてまとまったみどりがあるオープンスペース

(2) みどりのゾーン

まとまったみどりがある面的な広がりのみどりのゾーンとして位置付けます。地区の特性に応じたゾーン区分を行い、小平市らしいみどりのまちづくりを目指します。

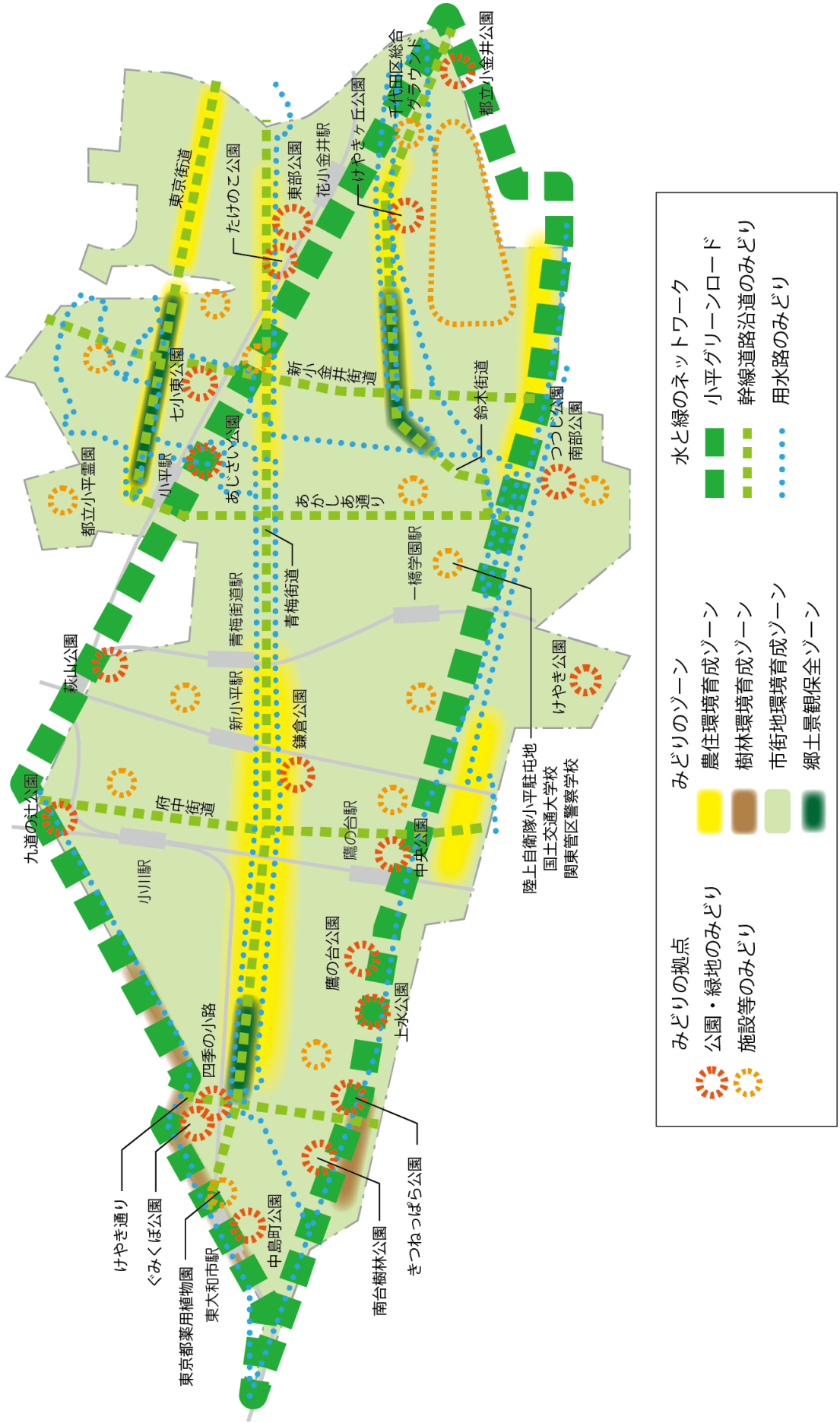
みどりのゾーン	概要
農住環境育成ゾーン	街道沿いの屋敷林、農地、用水路などが分布するゾーン
樹林環境育成ゾーン	規模の大きな雑木林がまとまっているゾーン
市街地環境育成ゾーン	みどり豊かな市街地が形成されているゾーン
郷土景観保全ゾーン	屋敷林や雑木林、南北に地割された短冊形の農地、用水路など、特に郷土性が高いゾーン

(3) 水と緑のネットワーク

玉川上水や野火止用水などで構成する小平グリーンロードと街路樹のある主要な道路、用水路の連続したみどりを水と緑のネットワークとして位置付けます。このネットワークを中心として、つながりのある水と緑の形成を目指します。

水と緑のネットワーク	概要
小平グリーンロード	玉川上水、野火止用水、狭山・境緑道などで構成する小平市を一周するみどりの骨格
幹線道路沿道のみどり	沿道緑化された幹線道路や街路樹等による連続したみどりの軸
用水路のみどり	小平グリーンロードに含まれる用水路などによるネットワーク

3 みどりの将来構想図



4 みどりのまちづくりの基本方針

(1)市民の共有の財産として質の高いみどりを守り育てよう

小平市においては、みどりの骨格である小平グリーンロードや中央公園、都立小金井公園などの大規模な公園、樹林地や農地、用水路が多く存在し、これまで、市民・事業者・市が協働し、保全の取組を進めてきました。

これらのみどりは市民共有の財産であるとともにまちの魅力を高める重要な要素であるため、これからも守り育て、次世代へと引き継いでいきます。

(2)市民生活や様々な活動の中でみどりを活かそう

市民の日常生活や様々な活動の場において、積極的なみどりの活用を図ります。小平グリーンロードや樹林地、農地など小平らしいみどりの個性を活かしながら、従来の保健・福祉・レクリエーション、防災、環境保全等に加え、学習、交流・観光・地域活性化等の分野でもみどりの積極的な活用を図ります。

(3)多様な主体がみどりのまちづくりに関わろう

みどりの活用による市民生活や活動の充実に向けて市民への意識啓発に取り組みます。また、みどりに関わる主体の育成やみどりのまちづくりに参加できる場、機会の充実など市民にとってより良いみどりのまちづくりを推進するという意識のもと、より多くの市民がみどりに関わる取組を推進します。



ホタルの夕べ



用水路沼さらい